

新千歳空港の24時間運用に伴う住宅防音工事助成金交付要領

[公益財団法人 新千歳空港周辺環境整備財団]

(趣旨)

第1条

公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団(以下、「財団」という。)は、新千歳空港の24時間運用に伴う深夜・早朝の時間帯における航空機騒音により生ずる障害を防止し、軽減するため、北海道が制定した「新千歳空港の24時間運用に伴う住宅防音対策事業実施要綱(以下、「住宅防音対策要綱」という。)」に基づき、新千歳空港周辺地域における住宅防音工事を行う者に対する助成をこの要領に定めるところにより実施する。

- 2 財団は、北海道、千歳市、苫小牧市及び北海道エアポート株式会社(以下、「道等」という。)から住宅防音工事に必要な経費の補助を受け、この要領に定める住宅防音対策事業を行うものとする。

(定義)

第2条

この要領において「住宅等」とは、平成27年10月31日(以下、「区域指定日」という。)の時点で対策区域内に所在又は建築確認申請が行政機関等に受理されている、次に掲げるものをいう。

- (1) 住宅(専用住宅又はその他の建物の居住部分)
 - (2) 集会所(対策を行うことが必要と認められる町内会館等、地域住民が集会等に使用する施設)
- 2 この要領において、「住宅防音工事」とは、別表1のア欄に掲げる防音建具機能復旧工事及び新規住宅防音工事、建替住宅防音工事並びに住宅防音対策の補完工事をいう。

(対策区域及び対策区域の区分)

第3条

この要領を適用する対策区域は、「深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に係る覚書(以下、「覚書」という。)」に定められた区域とし、対策区域の区分は「『深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に係る覚書』の確認事項(以下、「確認事項」という。)」に定められたものとする。

(住宅防音工事の助成対象)

第4条

住宅防音工事の助成は、覚書及び確認事項に定められた対策区域内で次に掲げる者が、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、軽減するために必要な住宅防音工事を行うときに、財団が助成を行うものとする。

- (1) 区域指定日において、現に所在する住宅の所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者(以下、「所有者等」という。)
 - (2) 区域指定日の時点で、建築確認申請が行政機関等に受理されている住宅(以下、「建築確認申請受理住宅」という。)の所有者等
 - (3) 集会所の所有者等
- 2 別表1のア欄(一)項から(四)項までの住宅防音工事に係る対象住宅等及び助成内容は、別表1のイ欄及びウ欄に掲げるところによる。

(適用工法と内容)

第5条

第3条に規定する対策区域の区分ごとに行う住宅防音工事の計画防音量及び適用工法は、次の表1に掲げるところにより行う。

表1 工法の区分

対策区域の区分	計画防音量	適用工法	備考
対策区域 ①	25dB以上	A工法	※計画防音量は、500ヘルツにおける総合透過損失値を標準とする。
対策区域 ②	25dB以上	B工法	
対策区域 ③	20dB以上	C工法	

- 2 前項に規定する適用工法の内容は、別表2に定める。

(助成の対象となる工事)

第6条

助成対象工事は、第2条第2項に規定する住宅防音工事とし、別に定める住宅防音工事標準共通仕様書に基づき行うものとする。ただし、建物の構造上これにより難しいときは、所有者等があらかじめ財団に申し出、その指示を受けるものとする。

- 2 助成対象工事の対象となる部屋は、居間、寝室、子供部屋、客間、応接間、台所兼食堂等の居室とし、区画を別にする玄関、専用台所、浴室、便所、廊下等は対象とならないものとする。
- 3 助成対象工事の対象となる住宅等を建替と並行して住宅防音工事を行う場合及び建替後に住宅防音工事を行う場合は、助成の対象とするものとする。

(助成の対象とならない工事)

第7条

次に掲げる工事は、助成の対象とならないものとする。

- (1) 助成対象工事に併せて、所有者等が行う他の部分の増改築工事
- (2) 助成対象工事に係る部屋の間取りの変更、建物の主要構造部を補強する工事
- (3) その他公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団理事長(以下、「理事長」という。)が不相当と認めた工事

(助成金の対象となる経費)

第8条

第6条に規定する住宅防音工事の実施に当たり、助成金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とし、その内訳は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 防音建具機能復旧工事のための工事費
本工事費(工事価格及び消費税等相当額)
 - (2) 新規住宅防音工事のための工事費
本工事費(工事価格及び消費税等相当額)
 - (3) 建替住宅防音工事のための工事費
本工事費(工事価格及び消費税等相当額)
 - (4) 住宅防音対策の補完工事のための工事費
本工事費(工事価格及び消費税等相当額)
 - (5) 設計監理費
第1号から第4号に係る設計及び工事監理のために必要な経費
 - (6) 手続代行等業務費
所有者等が、上記工事等の助成を受けるために財団へ提出する各種書類の作成業務及び助成金交付手続並びにこれらに附随する業務を設計監理業者等に委託した場合の経費
- 2 前項第3号の建替住宅防音工事の工事費は、通常仕様と防音仕様の差額とする。
ただし、第6条第3項に規定する建替後に住宅防音工事を行う場合は、前項第2号に規定する新規住宅防音工事に準ずる。
 - 3 第1項第1号から第4号に係る助成金の交付対象となる経費の額は、別表3-1に定める限度額を超えないものとする。(第1項第1号の防音建具機能復旧工事及び同項第4号の住宅防音対策の補完工事で設置する内窓及び冷房機器の工事費を除く。)ただし、住宅防音工事標準共通仕様書の工事設計基準に基づく標準工法による工事費が限度額を超える場合は、その工事費を助成額とする。
 - 4 第1項第5号及び第6号の経費の額は、別表3-2に定める限度額を超えないものとする。ただし、防音建具機能復旧工事、新築住宅防音工事及び建替住宅防音工事、住宅防音対策の補完工事、それらその他設計監理業務を伴う住宅防音対策に資する工事を同時に実施した場合は、それらの経費が別表3-2に定める限度額を超えないものとする。
なお、同一設計監理業者等が同一設計を繰り返し行う場合における第1項第5号の限度額については、別途定める額によるものとする。
 - 5 第1項第5号の設計監理費について、設計と工事監理に分割して交付申請をする場合のそれぞれの経費は、設計監理費の60パーセントの額を設計のために必要な経費とし、設計監理費の40パーセントの額を工事監理のために必要な経費とする。
なお、同一設計事務所が同一設計を繰り返し行う場合における経費の額については、別途定めるものとする。

(助成金の額)

第9条

助成対象工事に対する助成金の額は、前条第1項に掲げる助成金の交付の対象となる経費の額（前条第3項及び第4項に規定する限度額を超えない額とする。）の合計額とする。

(助成事業等の期間)

第9条の2

第8条第1項に規定する経費に対する助成事業等の期間は、設計監理費及び工事費に係る助成金の交付申請を一括で行う場合にあつては、第16条に基づき交付を決定した日から、交付決定をした年度の会計年度までの間の事業完了日（廃止日を含む。）までの期間、初年度に設計費に係る助成金の交付申請を行い、次年度に監理費と工事費に係る助成金の交付申請を行う場合にあつては、設計に係る交付決定を行った日から、翌年度の会計年度までの間の事業完了日（廃止日を含む。）までの期間とする。ただし、理事長がやむを得ないと認めるときは、完了日を別に定めることができるものとする。

なお、予算が繰り越される場合にあつては、事業完了日も翌年度に繰り越されるものとする。

(助成対象工事の設計監理、助成対象工事の発注等)

第10条

助成対象の工事及び設計監理等の発注は、当該助成対象工事に係る所有者等が行うものとする。

- 2 助成対象工事の設計監理業者（設計と工事監理を分割して発注する場合を含む。）は、財団に登録された設計監理業者から選定するものとし、それにより難しいときは、所有者等があらかじめ財団に申し出、その指示を受けるものとする。ただし、助成対象工事が空気調整設備等の設備工事のみの場合であつて、建築工事を伴わない場合若しくは建築工事がきわめて軽微である場合については、施工業者を設計業者として選定することができるものとする。
- 3 第8条第1項第6号に係る手続代行等業務を行う者は、設計監理業者、施工業者又は行政書士から選定するものとする。
- 4 助成対象工事の施工業者は、財団に登録された施工業者又は次に掲げる資格要件全てを有する者から選定するものとし、それにより難しいときは、所有者等があらかじめ財団に申し出、その指示を受けるものとする。ただし、第16条の交付決定の通知を受けた者（以下、「助成決定者」という。）が1号要件又は2号要件のいずれか一つを有していないことについて、了解し、かつ、当該業者が現にその業を営み、「発着枠拡大に係る住宅防音工事設計監理・施工業者登録要綱」（以下、「登録要綱」という。）第2条第1項中に定める施工業務に類する業務の施工実績を有するときは、その業者を選定することができるものとする。
 - (1) 建設業法に基づく建設業の許可を受けていること
 - (2) 道等のいずれかの競争入札の参加資格を有すること若しくは過去に財団が実施した住宅防音工事、又は北海道防衛局の住宅防音工事の施工業務の実績を有すること
 - (3) 北海道内に本店又は支店を有すること
- 5 助成決定者が特に希望する場合で、理事長が、支障がないものと認めるときは、前項の規定にかかわらず、施工業者を選定することができるものとする。
- 6 第4項及び第5項により選定された財団に登録されていない施工業者は、その業者を選定した助成決定者の工事に限り、登録要綱第3条第2項に基づく登録業者とみなすものとする。

(工事予定住宅の決定)

第11条

理事長は、対象区域の住民に意向調査票を配布し、回収された意向調査票を基に別途定める優先採択基準により防音工事実施候補住宅（以下、「候補住宅」という。）を決定する。

なお、第6条第3項に規定する建替と並行して住宅防音工事を行う場合は、所有者からの申し出により候補住宅に決定するものとする。

- 2 前項により決定した候補住宅について、必要に応じて現地調査等を行い、助成対象であることが確認できた場合は、所有者等に防音工事予定住宅に決定した旨の通知を行うものとする。
- 3 理事長は、事務の一層の円滑化を図り、事業をより推進させるため、特に必要があると認めるときは、工事希望者を募集し、防音工事予定住宅を決定することができるものとする。

- 4 前項により、工事希望者を募集し、予定住宅を決定する場合は、別途募集条件等を定め、その条件に一致する工事希望者の住宅について、必要に応じて現地調査を行い、助成対象であると確認できた場合は、予定住宅に決定した旨の通知を行うものとする。

(助成の申込み)

第12条

前条により予定住宅の通知を受けた所有者等が工事費等の助成を受けて助成対象工事を行おうとするときは、理事長に対し、住宅防音工事助成申込書(別記第1号様式)(前条第4項による予定住宅通知を受けた所有者等(以下、「追加募集による所有者等」という。))にあっては、住宅防音工事助成申込書(募集名称)(別記第1-2号様式)に、次に掲げる書類を添付して、その指定する期日までに提出しなければならない。ただし、何らかの事情で施工年度が変更になった場合は、この限りでない。

- (1) 居住者の住民票謄本の写し(ただし、共同住宅については、家族数により制限を受ける工事を行う場合以外は不要。)
- (2) 住宅等の建設年が確認できる公的証明書(市長が発行する家屋所有証明書、住宅用家屋証明書若しくは固定資産(土地・建物)証明書又は登記事項証明書のいずれか一つ)
- (3) 運転免許証等(運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、工事希望者その他の所有者等が本人であることを確認するに足りるもの)の写し
- (4) 平面図(財団が現地調査を実施した場合は不要)
- (5) 現況写真(財団が現地調査を実施した場合は不要)
- (6) その他理事長が必要と認める書類

(内定の通知)

第13条

理事長は、前条の申込みがあったときは、書類審査のうえ助成内定者を決定し、その旨を当該助成の申込みをした者に住宅防音工事内定通知書(別記第2号様式、追加募集による所有者等にあっては、別記第2-1-2号様式)により通知するものとする。

- 2 前項により内定通知を受けた者(以下、「助成内定者」という。)は、指定された期日までに次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。(追加募集による所有者等を除く。)ただし、事前に住宅防音工事事業計画書(別記第2-2号様式)を理事長に提出したときは、事業計画書に記載した期日を指定された期日とみなすことができる。
- (1) 設計図書(冷房装置の設置工事等設計図書を特に必要としない工事(以下、「既製品等設置工事」という。))については、設置位置を明記した簡単な平面図及び見積書とすることができる。
 - (2) 工事内容及び工事費・設計監理費等内訳書(別記第4号様式付表1)
 - (3) その他理事長が必要と認める書類
- 3 理事長は、前項により提出された書類を審査し、道等が定める住宅防音工事標準共通仕様書及び財団が定める基準等に適合すると認めるときは、設計図書等事前審査終了通知書(別記第2-3号様式)により審査が終了したことを通知するものとする。

(予定住宅通知及び内定通知の取り消し)

第13条の2

理事長は、第11条第4項に基づく住宅防音工事(募集名称)に係る予定住宅の決定通知又は、第13条第1項に基づく住宅防音工事内定通知を受けた所有者等から、それぞれ所定の書類が提出されないときは、各通知を取り消すことができる。

- 2 前項により通知を取り消すときは、それぞれ住宅防音工事(募集名称)予定住宅決定の取消通知書、住宅防音工事(募集名称)内定取消通知書により、所有者等に通知するものとする。
- 3 前項により取り消しの通知を受けた所有者等が、工事費等の助成を受けて助成対象工事を行いたいときは、理事長の指示を受けること。

(助成申込の取下げ)

第14条

助成内定者は、前条の内定通知を受け、助成金交付申請までの間に助成申込みを取下げようとする場合は、理事長に住宅防音工事助成申込取下届(別記第3号様式)を提出しなければならない。

(助成金の交付申請)

第15条

第13条第1項により内定通知を受けた追加募集による所有者等は、指定された期日までに、住宅防音工事助成金交付申請書(募集名称)(別記第4-2号様式)に第13条第2項第1号から第4号に掲げる書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

- 2 第13条第3項の通知を受けた助成内定者が助成金の交付申請をしようとするときは、理事長に対し、住宅防音工事助成金交付申請書(別記第4号様式)に次に掲げる書類を添付して、その指定する期日までに提出しなければならない。

なお、交付申請後、やむを得ない事由等により助成金の交付決定を受けるまでの間に契約を締結する場合は、住宅防音工事助成金交付決定前契約締結届(別記第4-3号様式)を理事長に提出すること。

- (1) 理事長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第16条

理事長は、助成金の交付申請があったときは、当該申請の内容を調査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付を決定し、その決定の内容及び次条に規定する条件を付した住宅防音工事助成金交付決定通知書(別記第5号様式)を申請者に交付するものとする。

(助成金の交付の条件)

第17条

理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる条件を必要に応じて付するものとする。

- (1) 善良な管理者の注意をもって助成事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 助成事業等の内容を変更するとき、又は助成対象経費の配分を変更するときは、理事長の承認を受けなければならない。ただし、当該変更に伴う助成対象経費の増減が変更前の助成対象経費の10パーセントを超えないときはこの限りではない。
- (3) 助成事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、理事長の承認を受けなければならない。
- (4) 助成事業等が期限までに完了しないとき又は助成事業等の遂行が困難となったときは、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 助成事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を理事長に提出し、また、財団職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って助成事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) 前号の命令に違反したときは、当該助成事業等の遂行を一時停止し、並びに当該助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (8) この助成金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部又は若しくは一部を取消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (9) 助成事業等が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、住宅防音工事実績報告書を理事長に提出しなければならない。
会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (10) 所有者等は、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方税相当のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第225号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- (11) 所有者等は、住宅防音工事実施報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実施報告書において、前号により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに理事長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。また、この助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該助成金の額の確定後は速やかに理事長に報告し、当該金額を返還しなければならない。

- (12) この助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る助成事業等の成果が適合しないときは、当該助成事業等につき、これに適合させるための措置を執るべきことを命じる。
- (13) 助成事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (14) 助成事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該助成事業等の完了の年の翌年から起算して10年間）は、あらかじめ理事長の承認を受けないでこの助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された助成金の全部に相当する額を納付した場合には、この限りでない。
- (15) 前号の申請により承認を受けた場合において、助成金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- (16) 前号に定める場合を除くほか、助成事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を財団に納付させることがある。
- (17) 助成事業等に関する帳簿及び書類を備え、この助成事業等に要した経費とそれ以外の経費と区別することができるようこれを整理し、かつ、これを助成事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。
- (18) この助成事業等の完了により相当の収益が生じたときは、助成金の全部又は一部を納付しなければならない。
- (19) 当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が転出するときは、助成対象工事により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに冷房装置等を、当該住宅の所有者又は新たに入居した者に引き継ぐこと。
- (20) 次のいずれかに該当するときは、この助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された助成金があるときは、その返還を命ずるときがある。助成金の額の確定があった後においても、また同様とする。
 - ア この助成金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの助成金を使用しないとき。
 - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの助成金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - ウ 助成事業等に関して不正に他の助成金等（財団以外の者が所有者等に対して交付する補助金等その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - エ 助成事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ理事長の承認を受けないで、この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - オ アからエに掲げる場合のほか、助成事業等に関して、この助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく理事長の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (21) 前号の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を財団に納付しなければならない。
- (22) 助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）について年10.95パーセントの割合で計算した違約遅延滞金を財団に納付しなければならない。
- (23) 助成金の返還を命ぜられ、当該助成金、違約加算金又は違約遅延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した助成金等（その交付が法令の規定により財団の義務とされているものを除く。以下「同種の助成金等」という。）があるときは、相当の限度額においてその交付を一時停止し、又は同種の助成金等と未納付額とを相殺することがある。
- (24) 第5号の遂行の状況に関する報告のほか、助成金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は財団の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、理事長は、住宅防音対策要綱で定める助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(契約締結)

第18条

助成決定者は、理事長が指定する期日までに設計監理及び工事に関する契約を締結し、設計監理に関する契約を締結したときは第1号を、工事に関する契約を締結したときは第2号及び第3号を提出しなければならない。ただし、既製品等設置工事については、この限りでない。

- (1) 委託契約書（設計監理及び手続代行業務）の写し
 - (2) 工事を発注したことが確認できる書類（請負契約書等）の写し
 - (3) 施工業者が、第10条第4項に定める資格要件を有していることを確認するための書類（登録要綱第3条第1項に基づく登録業者を除く。）
- 2 助成決定者が、指定する期日までに前項の契約を締結しなかったとき、理事長は、助成金の交付決定を取り消すことができるものとする。

(決定の取消し)

第19条

理事長は、助成金の交付決定をした場合において、次に掲げる事情が生じたときは助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に実施した工事に係る部分のうち、その理由が助成決定者の責めに帰すことができないと理事長が認める部分については、この限りでない。

- (1) 天災地変その他の事情により、工事の全部又は一部を行う必要がなくなったとき
 - (2) 助成決定者が、助成金以外の費用によって負担する工事を行う場合に、それに要する経費を負担することができないことにより、助成対象工事の実施が困難になったとき
 - (3) 助成決定者に助成金を交付することが著しく不相当である事情が生じたとき理事長が認めるとき
 - (4) この助成金を他の用途に使用したとき
 - (5) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又はこれに基づく理事長の処分に違反したとき
 - (6) 第9条の2に定める期間内に工事に着手しなかったとき
 - (7) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき
- 2 前項の規定は、助成対象工事について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 理事長は、第1項により助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消したときは、住宅防音工事助成金交付決定の取消通知書（別記第6号様式）により助成決定者に通知しなければならない。

(変更承認申請)

第20条

助成決定者は、第16条の助成金の交付決定後に住宅防音工事等の内容について変更するときは、事前に住宅防音工事変更承認申請書（別記第7号様式）を理事長に提出しなければならない。ただし、住宅防音工事助成金交付決定通知書に記載のない事項（設計内容を除く。）又は第17条第1項第2号ただし書きに該当する内容の変更については、この限りでない。

- 2 理事長は、前項に係る変更を承認したときは、住宅防音工事変更承認通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

(工事の中止（廃止）)

第21条

助成決定者は、第16条の交付決定後にやむを得ない事情により工事を中止し又は廃止したときは、住宅防音工事中止（廃止）承認申請書（別記第9号様式）を提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項に係る中止（廃止）を承認したときは、住宅防音工事中止（廃止）承認通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

(目的外使用)

第22条

助成決定者は、第16条の交付決定後に住宅防音工事等の内容について目的外に使用しようとするときは、速やかに住宅防音工事目的外使用等承認申請書(別記第11号様式)を理事長に提出しなければならない。

- 理事長は、前項に係る目的外使用等を承認したときは、住宅防音工事目的外使用等承認通知書(別記第12号様式)により通知するものとする。

(状況報告等)

第23条

理事長は、助成対象工事の円滑適正な執行のため必要があると認めるときは、助成決定者に対して当該助成対象工事の遂行の状況に関し、報告を求め、又は財団職員に調査させることができる。

(工事完了届等)

第24条

助成決定者は、第8条第1項第1号から第4号の工事を完了したときは、速やかに完了検査を行い住宅防音工事完了届(別記第13号様式)に次の書類を添付して、理事長に提出しなければならない。ただし、既製品等設置工事については、この限りでない。

- (1) 住宅防音工事設備機器取付一覧表(別記第13号様式付表)
- 当該工事の完了検査は、施工業者の立ち会いのもと、所有者等及び設計監理業者が行い、必要に応じて財団職員が立ち会いを行う。ただし、工事監理を委託していない場合は、設計監理業者の立会を要しない。
- 理事長は、前項の検査の結果を確認し、合格と認めるときは、助成決定者に住宅防音工事完了検査合格通知書(別記第14号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第25条

前条第3項の合格通知を受けた助成決定者は、速やかに住宅防音工事实績報告書(別記第15号様式)に次に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) 工事内容及び工事費・設計監理費等内訳書(別記第15号様式付表1)
- (2) 工事概要書(別記第15号様式付表2)
- (3) 工事完了写真(工事着手前の状況現況と完了後の状況を撮影)
- (4) その他理事長が必要と認める書類
- 前条第1項による工事完了届の提出を要さない助成決定者は、当該業務完了後(既製品等設置工事については、工事の完了検査後)速やかに前項に定める書類を理事長に提出しなければならない。
なお、設計のみの場合は、第1項第1号のみ添付し、既製品等設置工事の場合は、前項及び施工者からの請求書又は領収書(ともに工事内容が確認できるものに限る。)の写しを添付すること。
- 既製品等設置工事の場合で、交付決定と実績報告の助成額が同額の場合は、助成金交付請求書(別記第17号様式)を実績報告と同時に提出することができる。

(助成金の額の確定)

第26条

理事長は、前条の住宅防音工事实績報告書の提出を受けた場合においては、その報告に係る助成対象工事の成果が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成決定者に住宅防音工事助成金の額の確定通知書(別記第16号様式)により通知するものとする。

(助成金の請求等)

第27条

前条の助成金の額の確定通知を受けた助成決定者は、理事長に対し、助成金交付請求書(別記第17号様式)をその指定する期日までに提出しなければならない。ただし、実績報告と同時に助成金交付請求書を提出している場合を除く。

- 理事長は、前項の助成金交付請求書を受理したときは、すみやかに助成金を交付するものとする。ただし、実績報告と同時に受理したものにあつては、第26条の額の確定後に交付するものとする。

- 3 助成金交付請求書の提出に当たって、助成決定者が助成金の請求及び受領に関する権限を施工業者及び設計監理業者に委任し、その委任したことを証する書類の提出があった場合は、理事長は、助成金を直接、施工業者及び設計監理業者に支払うものとする。

第28条 (全文削除)

(助成金の返還)

第29条

理事長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成対象工事の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第30条

助成決定者は、前条の規定による処分に関し、助成金の返還を求められたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を財団に納付しなければならない。

- 2 助成決定者は、助成金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を財団に納付しなければならない。

(補則)

第31条

この要領の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年1月5日から施行する。

この要領は、平成28年6月23日から施行する。

この要領は、平成28年9月5日から施行する。

この要領は、平成28年10月28日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第13条から第15条の規定については、平成30年度4月1日から適用するものとし、それまでは、なお従前の例による。

この要領は、平成30年9月11日から施行する。ただし、第9条の2の規定については、平成30年3月1日から適用する。

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行し、第12条第1項2号については、平成28年1月5日から適用する。

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条及び第 4 条関係)

[住宅防音工事区分、対象住宅等及び助成内容]

ア 住宅防音工事区分	イ 対象住宅等	ウ 助成内容
(一) 防音建具機能復旧工事	平成 6 年の 6 梓合意に基づき、防音工事を実施した住宅等	左記の防音工事により外部開口部に設置した防音サッシが現にその機能の全部又は一部を保持していない場合には、新たな防音サッシへの取替（必要な原状復旧を含む。）又は内窓の設置に助成する。
(二) 新規住宅防音工事	1) 平成 7 年 6 月 1 日から区域指定日までに建設された住宅等 2) 平成 6 年の 6 梓合意に基づく防音工事の対象住宅等のうち、防音工事を実施しなかったもの 3) 平成 6 年の 6 梓合意に基づく防音工事実施後、区域指定日までに建て替えられた住宅等	1 世帯当たり「家族数+1」の居室（防衛省による防音工事を実施した居室を除く）を対象とし、騒音の程度区分に応じて、第 5 条表 1 に定める対策区域の区分に適用する A 工法、B 工法、C 工法により行う防音工事に助成する。 ただし、3 人以下の世帯では、5 室までを対象とする。 なお、外部開口部については、防音サッシへの取替（必要な原状復旧を含む。）又は内窓の設置に助成する。
(三) 建替住宅防音工事	区域指定日までに建てられた住宅等であって、区域指定日後に老朽化や災害などで建て替えられるもの	対象住宅等が、上記の工事に代えて建て替える場合の通常仕様と防音仕様の差額を助成する。 ただし、建替後に住宅防音工事を行う場合は、新規住宅防音工事に準ずる。 なお、対象室数は、区域指定日時点での室数を基準とする（建築確認申請受理住宅を含む。）。
(四) 住宅防音対策の補完工事	住宅防音対策の対象住宅等	家族数分の居室（原則寝室とする。）に、内窓及び冷房機器を設置する場合に助成する。（（一）項及び（二）項で設置するものを除く。） なお、内窓が既に寝室に設置されているなどの理由により、内窓及び冷房機器の設置を行わない場合は、寝室の静寂な室内環境の確保が期待される屋根、天井又は壁の工事を選択可能とする。 その場合の対象項目は、次のとおり。 1) 屋根の塗装、修繕及び葺替（下地を含む。） 2) サイディングなど外壁の改修工事 3) 天井・内壁の修繕 4) 屋根、天井又は壁の防音機能の強化

別表 2 (第 5 条関係)
[適用工法の内容]

工法の区分 部位等	A 工法	B 工法	C 工法
屋根	既存のままとする		
天井	既存天井を撤去し、防音天井に改造 (鉛板貼石膏ボード有り)	同左 (鉛板貼石膏ボード無し)	原則として既存のまま (著しく防音上有害な亀裂、隙間がある場合は補修工事を実施)
壁	既存壁を撤去し、防音壁に改造 (遮音シート有り)	同左 (遮音シートなし)	
外部開口部	防音サッシ (T-2) に取替又は既存のサッシに内窓を追加		
内部開口部	原則として既存のまま (助成対象者が特に希望する場合は、防音建具 (襖、ガラス戸等) に取り替えることも可)		
床	原則として既存のまま (著しく防音上有害な亀裂、隙間がある場合は補修工事を実施)		
空気調整設備	暖房機器 (F F 式) ・空調機器 (防音型換気扇など) ・冷房機器の設置		

- 1) 工法内容の仕様等は、道等が定める住宅防音工事標準共通仕様書による。
- 2) 鉄筋コンクリート造系住宅等の場合は、天井及び壁は原則として既存のままとする。

別表 3-1 (第 8 条関係)
(住宅防音工事費の助成対象限度額)

1) 住宅防音工事費の限度額 (単位：千円)

工法等 対象室数	1 室工事	2 室工事	3 室工事	4 室工事	5 室工事	6 室工事	7 室工事
A 工法・B 工法	5,503	7,830	10,084	12,381	14,468	16,555	18,642
C 工法	4,039	5,367	6,931	8,241	9,497	10,753	12,009
住宅防音対策の補完工事 (屋根、天井又は壁)	内窓及び冷房機器の設置に代えて、屋根、天井又は壁の工事を行う場合の工事費は 1 戸あたり 100 万円とする。						

別表 3-2 (第 8 条関係)
(設計監理費及び手続代行等業務費の助成対象限度額)

※ 1) ~ 5) の設計監理費の限度額は、千円未満切り捨てとする。

1) 防音建具機能復旧工事に係る設計監理費の限度額

防音建具機能復旧工事	工事費 × 6%
------------	----------

2) 住宅防音工事のA工法及びB工法に係る設計監理費の限度額 (単位：千円)

A工法 B工法	1室	2室	3室	4室	5室	6室	7室
5,503千円未満	工事費 ×12%	工事費 ×12%	工事費 ×12%	工事費 ×12%	工事費 ×12%	工事費 ×12%	工事費 ×12%
5,503千円以上 9,429千円未満	660	660	660	660	660	660	660
9,429千円以上 10,084千円未満	660	660	工事費 ×7%	工事費 ×7%	工事費 ×7%	工事費 ×7%	工事費 ×7%
10,084千円以上 11,750千円未満	660	660	705	705	705	705	705
11,750千円以上 12,381千円未満	660	660	705	工事費 ×6%	工事費 ×6%	工事費 ×6%	工事費 ×6%
12,381千円以上 13,491千円未満	660	660	705	742	742	742	742
13,491千円以上 14,468千円未満	660	660	705	742	工事費 ×5.5%	工事費 ×5.5%	工事費 ×5.5%
14,468千円以上	660	660	705	742	795	795	795

3) 住宅防音工事のC工法に係る設計監理費の限度額 (単位：千円)

C工法	1室	2室	3室	4室	5室	6室	7室
4,039千円未満	工事費 ×12%	工事費 ×12%	工事費 ×12%	工事費 ×12%	工事費 ×12%	工事費 ×12%	工事費 ×12%
4,039千円以上 6,915千円未満	484	484	484	484	484	484	484
6,915千円以上 6,931千円未満	484	484	工事費 ×7%	工事費 ×7%	工事費 ×7%	工事費 ×7%	工事費 ×7%
6,931千円以上 8,084千円未満	484	484	485	485	485	485	485
8,084千円以上 8,241千円未満	484	484	485	工事費 ×6%	工事費 ×6%	工事費 ×6%	工事費 ×6%
8,241千円以上 8,982千円未満	484	484	485	494	494	494	494
8,982千円以上 9,497千円未満	484	484	485	494	工事費 ×5.5%	工事費 ×5.5%	工事費 ×5.5%
9,497千円以上	484	484	485	494	522	522	522

4) 住宅防音対策の補完工事に係る設計監理費の限度額

住宅防音対策の補完工事	内窓及び冷房機器の設置	定額60千円
	屋根、天井又は壁工事	

5) それらの他設計監理業務を伴う住宅防音工事に資する工事に係る設計監理費の限度額

それらの他設計監理業務を伴う住宅防音工事に資する工事に係る工事費	× 6 %
----------------------------------	-------

6) 手続代行等業務費の限度額

各工事の工事費合計額	× 6.5 %	ただし、65千円を限度
------------	---------	-------------

※設計図書の作成に必要な経費を助成対象とした場合は、各工事の工事費合計額を設計図書の作成に必要な経費と読み替える。